

大 監 第 2 2 - 1 号
令和6年12月25日

大 台 町 長 大 森 正 信 様
大台町教育委員会教育長 福 岡 佳 久 様

大台町監査委員 山 本 晃 史
大台町監査委員 岸 良 隆

令和6年度指定管理者に対する監査報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公
の施設の指定管理者について監査した結果を別添のとおり報告します。

令和6年度 指定管理者監査報告書

大 台 町 監 査 委 員

令和6年12月

令和 6 年度 指定管理者に対する監査報告書

1 監査の目的

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について、公の施設の管理・運営が指定管理者制度の目的に沿って適切に行われているかについて、監査を実施する。

2 監査の対象団体

指 定 管 理 者 名	施 設 名	所管課名
社会福祉法人 大台町社会福祉協議会	大台町地域福祉センター	福祉課
道の駅奥伊勢おおだい株式会社	大台町農林水産物直売施設 道の駅「奥伊勢おおだい」	産業課
げんきっこクラブ運営委員会	三瀬谷放課後児童クラブ館	子ども教育課

3 監査の実施日 令和 6 年 7 月 19 日、11 月 15 日・18 日

4 監査の方法

公の施設の令和 5 年度の指定管理に係る事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施。

5 監査の着眼点

- (1) 協定は、締結されているか。
- (2) 内部監査担当者及び監事が任命されているか。
- (3) 監事による例月出納監査が行われているか。
- (4) 指定管理料及び費用負担にかかる現金出納簿は、適正に作成されているか。
- (5) 指定管理料及び費用負担にかかる預金出納簿は、適正に作成されているか。
- (6) 施設の管理状況は妥当か。
- (7) 施設の利用状況は良好か。
- (8) 指定手続きの公平性、透明性は保たれているか。

6 指定管理の状況

(1) 大台町地域福祉センターの状況

区 分	内 容
施設の名称及び所在地	大台町地域福祉センター 大台町栗生1010番地
設置の目的	町民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため、福祉活動等を推進する拠点として設置
指定管理者の候補者の選定方法	公募によらない指定管理者の候補者の選定
指定管理者	社会福祉法人大台町社会福祉協議会
指定管理期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
指定管理料	9,570,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
利用料金の有無	有り
議会の議決	令和4年3月22日
施設の利用状況	令和5年度 延べ利用者数 5,538 人 （第1号通所介護利用者数 1,083 人、老人デイサービス事業利用者数 3,955 人、社協まつり来場者数約 500 人）
管理運営の委任業務	（1）施設の利用の許可に関する業務 （2）施設の利用に係る利用料の徴収に関する業務 （3）施設及び設備の維持管理に関する業務 （4）その他施設の運営に関する業務のうち、町長が必要と認める業務

(2) 大台町農林水産物直売施設 道の駅「奥伊勢おおだい」の状況

区 分	内 容
施設の名称及び所在地	大台町農林水産物直売施設 道の駅「奥伊勢おおだい」 大台町佐原 6 6 3 番地
設置の目的	地域の農林水産物を始めとする特産品の販売、各種情報の提供、地域の特産品をメニューに取り入れた食材を提供して地域の活性化を図るための施設
指定管理者の候補者の選定方法	公募によらない指定管理者の候補者の選定
指定管理者	道の駅奥伊勢おおだい株式会社
指定管理期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
指定管理料	1,602,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
利用料金の有無	有り
議会の議決	令和 3 年 2 月 15 日
施設の利用状況	令和 5 年度 レジ通過人数 190,699 人 食券通過人数 52,952 人 屋台通過人数 18,599 人 奥伊勢テラス 8,477 人
管理運営の委任業務	(1) 施設の土地、建物、付属施設及び設備、備品の維持管理に関すること (2) 都市との交流促進に関すること (2) 農林水産物の展示、販売に関すること (3) 大台町及び近隣の自然、文化、観光資源の紹介、案内に関すること (4) その他施設の管理運営に関し町長が必要と認めること

(3) 三瀬谷放課後児童クラブ館の状況

区 分	内 容
施設の名称及び所在地	三瀬谷放課後児童クラブ館 大台町佐原 1 1 2 番地 3
設置の目的	放課後児童健全育成事業を実施するための施設として設置
指定管理者の候補者の選定方法	公募によらない指定管理者の候補者の選定
指定管理者	げんきっこクラブ運営委員会
指定管理期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
指定管理料	無し
利用料金の有無	有り
議会の議決	令和 5 年 3 月 22 日
施設の利用状況	令和 5 年度 月平均利用者数 2 4 人
管理運営の委任業務	(1) 施設における放課後児童健全育成事業の実施に関する業務 (2) 施設の利用の許可及び取り消しに関する業務 (3) 施設の利用にかかる料金の徴収及び減免に関する業務 (4) 施設の維持管理に関する業務 (5) その他施設の運営に関する業務のうち、町長が必要と認める業務

7 監査の結果

当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿ったものであり、概ね適正に執行されている。

しかし、次のとおり一部改善を要する事項があったので指定管理者にあつては、所管課と協議のうえ、適正な措置を講じ、所管課にあつては指定管理者に対する指導を含め適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善を要するもののうち軽易なものについては、記述を省略した。

(1) 大台町地域福祉センター

ア) 所管課に関する事項

・施設の管理について

中部電気保安協会の電気設備点検の結果報告に、設備の更新を推奨されている設備があった。更新推奨時期を過ぎており事故に至る恐れがあるとの指摘であるので、電気設備の更新について検討されたい。

・事業報告書について

事業報告書は、大台町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条及び施行規則第6条に規定されている報告事項に準拠した書類の提出を求められたい。

また、提出された報告書などに関して精査を行い、指定管理者に対する管理監督を徹底されたい。

・協定書について

協定事項については、大台町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条に基づいた記載内容とすること。

(2) 大台町農林水産物直売施設 道の駅「奥伊勢おおだい」

ア) 所管課に関する事項

・事業報告書について

事業報告書は、大台町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条及び施行規則第6条に規定されている報告事項に準拠した書類の提出を求められたい。

また、提出された報告書などに関して精査を行い、指定管理者に対する管理監督を徹底されたい。

- ・ 協定書について

協定事項については、大台町公の施設に係る指定管理者の指定
手続等に関する条例施行規則第 5 条に基づいた記載内容とするこ
と。

- イ) 指定管理者に関する事項

- ・ 現金出納簿について

現金出納簿について、指定管理にかかる事業と自主事業が区分
されていない。現金出納簿は、指定管理にかかる事業を区分し作成
されたい。作成にあたっては、所管課と協議し、適正な事務処理が
実施されるよう努められたい。

(3) 三瀬谷放課後児童クラブ館

- ア) 所管課に関する事項

- ・ 事業報告書について

事業報告書は、大台町公の施設に係る指定管理者の指定手続等
に関する条例第 7 条及び施行規則第 6 条に規定されている報告事
項に準拠した書類の提出を求められたい。

また、提出された報告書などに関して精査を行い、指定管理者に
対する管理監督を徹底されたい。

- ・ 協定事項について

施設の管理運営について、緊急時の対応マニュアルの作成や訓
練の実施など、協定事項が適正に実施されているか、指定管理者に
対する管理監督を徹底されたい。

- イ) 指定管理者に関する事項

- ・ 会計処理について

指定管理にかかる現金出納簿が作成されていない。現金出納簿
は、指定管理にかかる事業と、自主事業を区分し作成されたい。作
成にあたっては、所管課と協議し、適正な事務処理が実施されるよ
う努められたい。

8 意見

指定管理者においては、日頃の施設点検や必要に応じた修繕を行うなど、施設の管理に万全を期すとともに住民サービスの向上に努められたい。また、所管課においては、施設運営に関する情報の共有など指定管理者との連携を密に行い、指定管理者制度の適切な運用に努められたい。

今後とも多くの方々に利用していただける施設として、指定管理者と所管課が協力し、効果的な事業を進めていくことを期待するものである。